

入船地区避難所運営マニュアル

平成31年度版

- 浦安市防災課
- 入船中学校・入船小学校
- 入船地区避難所運営協議会
 - ・ 入船中央エステート自治会
 - ・ 入船西エステート自治会
 - ・ 入船リバーサイド自治会
 - ・ エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会

平成31年4月

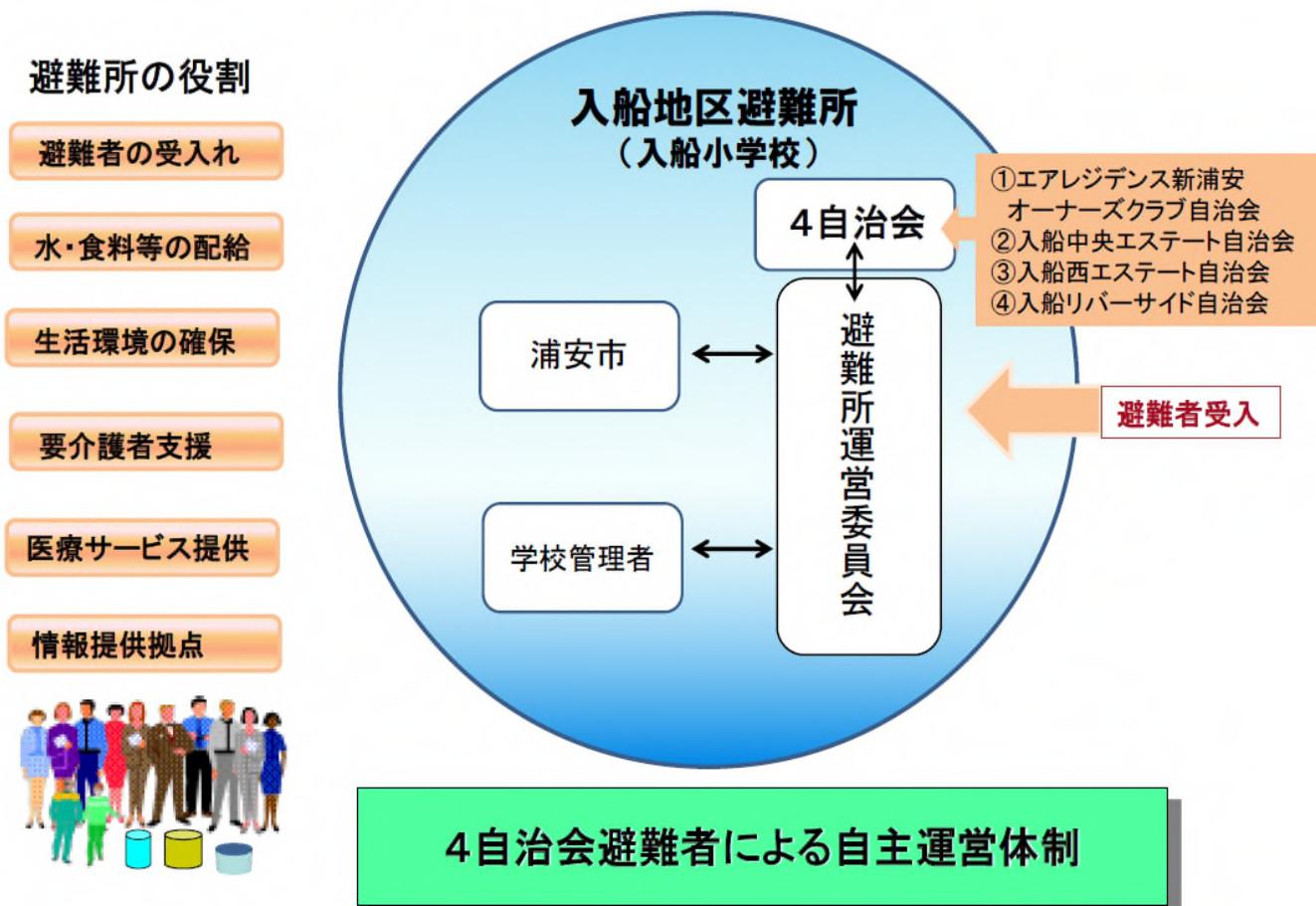
< はじめに >

震災等の災害発生時には、入船地区（入船中央エステート自治会、入船西エステート自治会、入船リバーサイド自治会、エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会の4自治会の地域）の避難所として入船小学校及び入船中学校が指定されています。

避難所の運営は、浦安市及び避難所管理者（学校）の施設管理のもとで避難者自身が行い、4自治会はその活動を積極的に支援するのが原則です。

当運営マニュアルは、避難所の開設及び運営が円滑になされるよう、全ての住民が知っておくべきこと、各自治会が事前に合意しておくべきこと、各自治会避難所担当及び市職員・学校施設管理者が災害発生時に行動すべきこと並びに避難者による自主運営の開始の方法に関する参考事項などをまとめたものです。

入船地区避難所《概念図》



目次

I.	居住者向け避難ガイド	3
1.	入船地区指定避難所 概要	3
2.	入船地区居住者避難ガイド	9
3.	入船地区避難所運営に関わる4自治会協定書	10
II.	避難所開設時の運営マニュアル	14
1.	市直行職員・学校施設管理者・4自治会避難所担当の役割分担	14
2.	4自治会避難所担当（暫定運営委員会）活動手順	16
III.	避難者による自主運営開始ガイド	17
1.	自主運営委員会立ち上げ手順	17
2.	自主運営開始時の避難所生活ルール	18
3.	避難長期化の場合の4自治会と避難所運営委員会との協力関係	19
4.	避難所運営の参考資料	20
資	料	21
	避難世帯調査票（避難世帯・帰宅困難者）	22
	避難者受付名簿	23
《添付 1》	ダイヤルガイド・避難所一覧	
《添付 2》	参考資料 『静岡県避難所運営マニュアル』	

I. 居住者向け避難ガイド

1. 入船地区指定避難所 概要

1) 入船地区指定避難所

避難所施設 : 入船小学校・中学校

開設基準 : 震度5強以上の地震発生その他市の避難勧告又は避難指示発令時

避難者 : 4自治会地域の居住者のほか、新浦安駅等からの帰宅困難者も想定しておく必要がある。また、状況によっては、他地区からの避難者が避難してくる可能性もある。

避難者待機場所 : 入船小学校体育館寄りの門を入り口とし、指示があるまで校庭に待機する。

避難時心得 : ① 必要所持品（貴重品、当日用備蓄飲料・食料、必要衣料、懐中電灯、**上履き（スリッパ等）**）等
② 徒歩で避難する。（車は使用しないこと）
③ ペットは建物には入室できない。**校庭の一部にペット用のスペースが用意されるので、開設後にケージ・食餌・水・雨除けシート等を持参し避難させる。**

2) 入船地区指定避難所 全体図



3) 避難所 避難用施設と学校占有施設

入船小学校

階	学校占有施設	避難施設
1階	職員室・校長室・事務室・保健室・印刷室・ 用務員室・倉庫・更衣室・音楽室・放送室・ 配膳室・休養室・トイレ・児童育成クラブ	会議室（本部設置）・体育館・ 放課後異年齢教室
2階	PC室・理科室・理科準備室・PTA室・ 配膳室・教材室・倉庫・フレンドルーム・ トイレ	左記以外の教室
3階	図書室・配膳室・教材室・倉庫・図工室・ 図工準備室・家庭科室・家庭科準備室・ 更衣室・トイレ	左記以外の教室

入船中学校

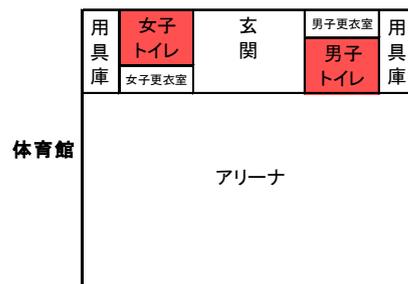
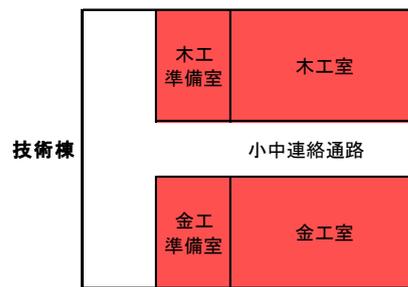
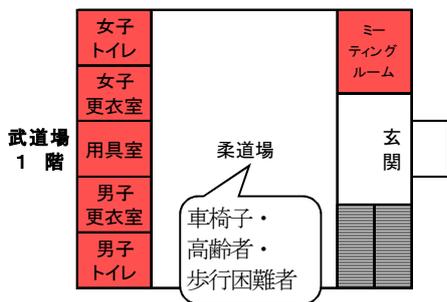
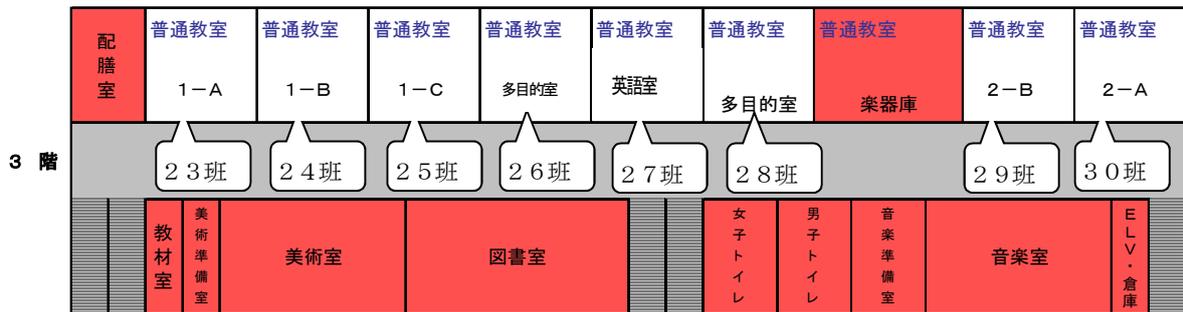
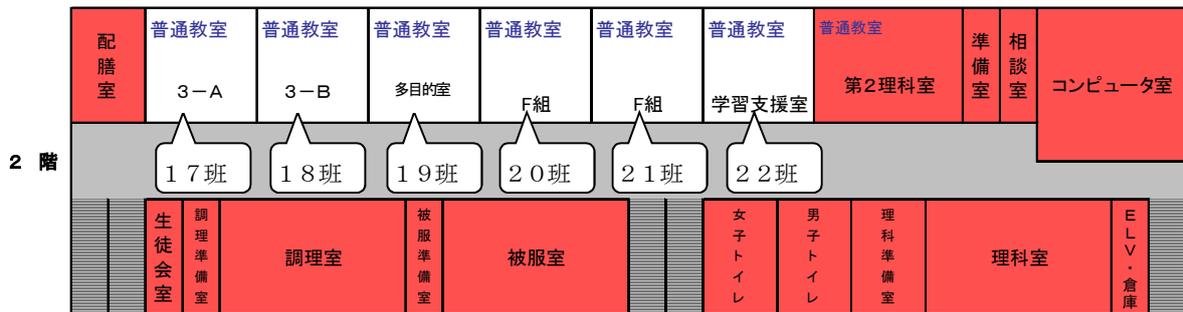
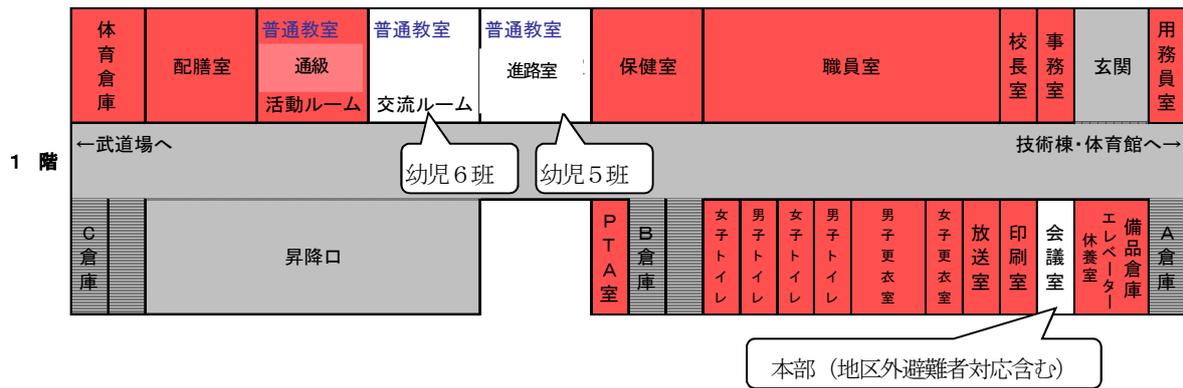
階	学校占有施設	避難施設
1階	職員室・校長室・事務室・保健室・印刷室・ 用務員室・倉庫・更衣室・放送室・配膳室・ PTA室・植物工場活動ルーム・トイレ・ 金工室・金工準備室・木工室・木工準備室	会議室（本部設置）・体育館・ 柔道場・植物工場交流ルーム・ 地域連携室
2階	第1第2理科室・第1第2理科準備室・ PC室・教育相談室・生徒会室・配膳室・ 調理室・調理準備室・被服室・被服準備室・ 教材室・倉庫・トイレ	左記以外の教室
3階	図書室・配膳室・教材室・倉庫・美術室・ 美術準備室・音楽室・楽器庫・トイレ	左記以外の教室

4) 災害発生当日の避難所利用の原則

- ① 災害発生当日は、4自治会地域居住者は、入船小学校の校庭に待機し、市直行職員等が安全確認を行って入館可能との指示があった後、入船小学校体育館に入館することとする。
- ② 災害発生当日は、4自治会地域居住者は、市直行職員又は学校関係者から特別の指示がない限り、入船小学校体育館及び校庭以外には立ち入らないこととする。

入船中学校 避難場所配置図（赤は立入禁止箇所）

収容所帯数 約100世帯



6) 避難所 防災倉庫 備蓄品一覧 (平成30年4月)

[入船小学校防災備蓄倉庫]

標準的な備蓄品目			追加備蓄品目		
品名	数量		品名	数量	
サバイバルフーズ(シチュー)	3000	食	ベンリーテント	2	個
炭の缶詰	60	個	ポリタンク(20L)	50	個
水槽	1	個	仮設給水栓(スタンドパイプ)	1	個
簡易食器(紙コップ)	2000	個	救急箱	2	個
簡易食器(紙ボール)	1200	個	生理用品(43枚×30袋)	1	個
簡易食器(スプーン)	1200	個	LED ランタン	20	個
炊飯袋	2000	枚	トイレ袋	未定	個
担架	5	台	ビニール袋	未定	個
毛布	150	枚	運営BOX(マニュアル、養生テープ等)	1	個
マット	130	枚	緊急用 電話機	2	台
サバイバルブランケット	30	枚	軍手	未定	個
災害非常用トイレベンクイック(洋式)	6	基	COPY 用紙(追加)	未定	頁
災害非常用トイレベンクイック(車椅子対応)	2	基	はさみ (追加)	未定	個
簡易トイレ(マンホール型)	2	基			
ハンドマイク	5	個			
発電機(1500W)	1	台			
投光機(本体)	2	台			
投光機(三脚)	2	台			
投光機(コードリール)	2	台			
強カライト	10	個			
防水シート	75	枚			
リヤカー(アルミ)	1	台			
寝袋	3	枚			
事務用品	1	組			
かまどセット(5升用)	5	組			
テント(2間×3間)	2	梁			

標準的な備蓄品目			追加備蓄品目		
品名	数量		品名	数量	
サバイバルフーズ(シチュー)	3000	食			
炭の缶詰	60	個			
簡易食器(紙コップ)	2000	個			
簡易食器(紙ボール)	1200	個			
簡易食器(スプーン)	2000	個			
炊飯袋	2000	枚			
担架	5	台			
毛布	150	枚			
マット	150	枚			
サバイバルブランケット	30	枚			
災害非常用トイレベンクイック(洋式)	6	基			
災害非常用トイレベンクイック(洋式)	6	基			
簡易トイレ(マンホール型)	2	基			
ハンドマイク	5	個			
発電機(1500W)	1	台			
投光機(本体)	2	台			
投光機(三脚)	2	台			
コードリール	2	台			
投光機(コードリール)	2	台			
強カライト	10	個			
防水シート	75	枚			
寝袋	3	枚			
事務用品	1	組			
かまどセット	5	組			
テント(2間×3間)	2	梁			
ベンリーテント	2	個			

2. 入船地区居住者避難ガイド

○ 避難所に避難する場合は

- － 情報を総合的に確認して、自宅で居住を続けるのが危険と判断した場合
- － 市から避難勧告・指示が出された場合

○ 避難する際は

- － 出火の原因を作らないよう、電気ブレーカーを落とし、ガスの元栓を占め、安否メモを残し避難

○ 入船地区居住者の避難所は

- － 入船地区の指定避難所は入船小学校・中学校
- － 入船小学校の体育館側門より入場し、校庭待機
(入船地区指定避難所概要を参照)

○ 入船地区指定避難所に避難する人は

- 入船地区4自治会地域居住者、新浦安駅周辺からの帰宅困難者及び他地区の避難所の状況により入船地区避難所に避難する浦安市内居住者
(入船地区4自治会地域居住者の災害発生時の避難施設は入船小学校)

○ 避難する時に所持すべき物は

- － ヘルメット若しくは防災頭巾、履き慣れた底の厚い靴、軍手着用の上、備蓄している当日分飲料・食料・薬・必要衣料・懐中電灯・**上履き(スリッパ等)**、その他必要と思われる備蓄防災用品

○ ペットの同伴は

- － ペットは避難所建物施設には入館できない。校庭にペット用の避難スペースが開設された後、ケージ・食餌・水・**雨除けシート**等を用意の上避難させることを原則とする。

○ 生徒が在校している場合は

- － 災害発生時に生徒が在校している場合は、避難者と生徒が混在する形になるので、学校関係者の指示に従って混乱を避ける。避難者は、学校を利用させていただいている立場であることを自覚して行動する。

○ 校庭待機から翌朝までの流れ

- ① 避難者は、入船小学校校庭に一時待機する。
- ② 入船地区居住者は、市直行職員等により施設の安全が確認された後、その指示に従い、一時待機場所から小学校体育館へ入館する。帰宅困難者等は入船中学校に移動する予定。
- ③ 避難所の運営は、開設当日は、各自治会の避難所担当で構成される暫定運営委員会が、市直行職員・学校施設管理者と連携して行う。
- ④ 避難者は、譲り合い、助け合いの気持ちを第一に、運営委員の指示に従い、避難所に関するルールを遵守し、各種生活環境整備・維持活動等を自主的に行う。

- ⑤ 避難所開設当日の生活
- ・水・食料等の配給は行われぬ（自分で持参する必要がある）。
 - ・**体育館のトイレはトイレ袋設置後使用禁止を解除します。トイレ内に表記されている規則を厳守して使用ください。**
 - ・**仮設トイレもトイレ袋使用です。表記されている規則を厳守して使用してください。**
 - ・避難者にそれぞれ毛布が支給されるので、この時に、避難している全員を仮登録し、他人に迷惑をかけないようにしながら、家族単位で就寝し、朝を待つ。
 - ・翌朝になったら、自宅状況確認・避難生活準備のため一時帰宅し、避難継続か否かの判断を行う。
- ⑥ 避難継続の方は、必要物資所持の上避難所に再入所し、正式に避難者登録を行う。
- ⑦ 暫定運営委員会は、4自治会の支援のもとに、避難所自主運営ガイドに基づき避難者による自主運営体制を立ち上げ、活動を終了する。
- ⑧ 避難者自主運営体制により避難所生活規則等が定められ、避難所生活が開始される。
- ⑨ 状況に応じ、避難者には避難所スペースとして教室が割り当てられる。

その後の避難所生活については 避難所自主運営ガイドを参考にしてください。

3. 入船地区避難所運営に関わる4自治会協定書

第一章 総則

（協定書の目的）

当協定書は、大規模災害発生時（主に震災を想定）に入船小学校・中学校を指定避難所とするエアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会、入船中央エステート自治会、入船西エステート自治会、入船リバーサイド自治会（以下 4自治会という）の住民が相互に協力して円滑に指定避難所を開設・運営することを目的として4自治会の合意事項を定めるものである。

（入船地区指定避難所）

1. 避難所開設可否は、浦安市当局の判断に従うものとする。
2. 4自治会の地域内に居住する避難者は、入船小学校に、新浦安駅等からの帰宅困難による避難者等は、入船中学校に避難する。ただし帰宅困難者等退去後は中学校も地域内に居住する避難者が使用する。
3. 学校開校時は児童・生徒の安全確保・保護者への引き渡しと避難者の避難は並行して行われる。

（避難所運営の原則）

1. 避難所の運営は、避難所建物施設の管理責任・安全責任を持つ施設管理者・行政派遣担当者と連携の上、避難者自身で自主的に運営する。

第二章 各自治会の役割

(入船地区避難所運営協議会設立と構成員の任命)

1. 4自治会は、円滑な避難所運営を実現すべく運営計画作成・関連公機関との連絡・訓練企画などを行うことを目的とする入船地区避難所運営協議会を共同で設立する。
2. 4自治会は、各々一名以上の入船地区避難所運営協議会構成員を任命する。
3. 入船地区避難所運営協議会は、各自治会代表の合議により決定を行う。

(避難所担当者の任命)

1. 4自治会は、災害発生直後に避難所運営を指揮する避難所担当者を各々少なくとも1名以上任命する。また災害時には状況に応じ避難所担当の増員を図る。
2. 任命された避難所担当者は、入船地区避難所運営協議会に構成員として参加する。
3. 各自治会の避難所担当者は、避難所開設直後の暫定避難所運営委員会の委員として避難所運営を指揮する。

(無線連絡手段の整備)

1. 災害時の避難所担当と各自治会災害対策本部間、災害時の避難所担当と各自治会災害対策本部間、および4自治会間の緊密な連絡を可能とするために各自治会は無線による連絡手段を整備する。

(居住者への告知)

1. 各自治会は、常時居住者に以下の事項を告知、徹底に努める事とする。
 - (1) 居住者は、入船小学校に避難する事。
 - (2) 避難者は、当初校庭に待機、避難所運営委員の指示に従い、体育館に一時滞在後に教室部分が避難スペースとして割り当てられる事。
 - (3) 避難所への入所後は運営委員の指示に従う事、および各種生活環境整備・維持活動の割り当てに応ずる事。
 - (4) 避難所規則を遵守する事。(各自備蓄物の持参、ペットの避難所建物への入場禁止等)
 - (5) 原則として避難所開設時の暫定運営委員会活動が終了する避難所開設翌朝からは避難者による自主運営が必要となる事。

第三章 避難所運営

(開設時暫定避難所運営委員会)

1. 4自治会は、災害発生直後に暫定避難所運営委員会を設置し、避難所開設時の運営を行う。
2. 暫定避難所運営委員会は、事前に各自治会にて任命された避難所担当者に

よって構成される。

3. 暫定避難所運営委員会は、避難者自身による避難所運営委員会が発足するまで、別途定める活動マニュアルに沿って、避難者の誘導、避難生活に必要な整備活動を行う。
4. 暫定避難所運営委員会による運営は原則として避難所開設後の翌朝までとする。

(避難所運営委員会)

1. 暫定避難所運営委員会の活動終了後は、避難者による避難所運営委員会を設置し、自立的な自主運営を行う。
2. 避難所運営委員会は、委員長、副委員長をはじめ避難者数、想定避難期間に従い必要な班長・組長から構成する。
3. 避難所運営委員会は、生活環境整備・維持、備蓄物資・援助物資の配分などを行う。
4. 避難所運営委員会は、避難者の要望等を代表して行政へ伝える一方、行政から避難者に対する情報提供などの窓口機能を果たす。
5. 避難所運営委員会は、入船避難所運営協議会が提供した運営事例資料を参考にして避難所における生活ルールを定める。

第四章 避難者の責務

(避難生活ルールの遵守)

1. 避難者は、暫定避難所運営委員会および避難所運営委員会の決定、指示する生活ルールを順守する。
2. 避難者は、暫定避難所運営委員会および避難所運営委員会活動への積極的な参加を行い、相互に協力して円滑な共同生活の実現をはかる。

第五章 避難所と地域自治会の協力関係

(避難の長期化への対応)

1. 避難所運営が長期化した場合、4自治会は避難所運営委員会の要請に基づいて可能な限り支援を行うなど、避難者・在宅被災者の相互扶助体制を維持・継続する。
2. 災害復旧の遅れから、避難がさらに長期化する場合は避難所が地域の支援物資等の配給センターとなる可能性があり、その場合は4自治会と避難所運営委員会からなる入船地区生活再建協議会を設立し、協力して生活再建にあたる。

第六章 その他

1. 当協定書に定められていない事項および疑義が生じたときは、その都度入船地区避難所運営協議会で協議して決定するものとする。

以上

Ⅱ. 避難所開設時の運営マニュアル

災害発生に伴い入船地区指定避難所が開設された場合、市直行職員・学校施設管理者・4自治会避難所担当が協力して運営にあたります。

1. 市直行職員・学校施設管理者・4自治会避難所担当の役割分担

避難所は、4自治会地域居者のほか帰宅困難者等の避難先となりますので、市直行職員・学校施設管理者・4自治会避難所担当は、基本的に以下のような役割分担で運営にあたります。

災害発生当日 避難所運営役割分担

平成29年9月6日

1. 夜間（学校勤務時間外）ケース

市防災課・入船小/中学校・入船地区自治会で合意

活動項目	小学校(地域避難者)			中学校(帰宅困難避難者)		
	市直行職員	学校管理者	自治会担当	市直行職員	学校管理者	自治会担当
避難所開設宣言・市災対本部との連携確立	○	—		○	—	
避難者校庭待機指導・誘導	○	—	○	○	—	
施設安全確認・安全宣言	○	—		○	—	
施設使用範囲 設定	○	—		○	—	
水タンク 使用の為解錠	○	—		○	—	
<開設時避難所 運営>		—	○	○	—	
避難所ルール説明		—	○	○	—	
防災倉庫解錠		—	○	○	—	
自家発電 照明設置		—	○	○	—	
要介護者 対応 (武道館 使用)		—	○	解錠 ○	—	
女性用更衣室確保		—	○	○	—	
スペース配分 & 避難者体育館誘導		—	○	○	—	
仮設トイレ作成		—	○	○	—	
飲料水配布		—	○	○	—	
学校トイレ便袋設置・ 使用解禁		—	○	○	—	
避難者名簿記入ガイド		—	○	○	—	
寝具配布		—	○	○	—	
避難者教室移転計画立案		—	○	○	—	
夜間 待機		—	○	○	—	
避難者帰宅		—	○	○	—	
避難者 再受付		—	○	○	—	
避難スペース割り当て		—	○	○	—	
自主運営体制移行		—	○	○	—	

2. 昼間（学校勤務時間内）ケース

活動項目	小学校(地域避難者)			中学校(帰宅困難避難者)		
	市直行職員	学校管理者	自治会担当	市直行職員	学校管理者	自治会担当
避難所開設宣言・市災対本部との連携確立	○	○		○	○	
避難者校庭待機指導	○	○	○	○	○	
施設安全確認・安全宣言	○	○		○	○	
施設使用範囲 設定	○	○		○	○	
水タンク 使用の為解錠	○	○		○	○	
<開設時避難所 運営>			○	○	○	
避難所ルール説明			○	○	○	
防災倉庫解錠			○	○	○	
要介護者 対応 (武道館 使用)			○		解錠 ○	
女性用更衣室確保			○	○	○	
学校トイレ便袋設置・使用解禁			○	○	○	
仮設トイレ作成			○	○	○	
飲料水 配布			○	○	○	
学校トイレ設定・解禁			○	○	○	
避難者名簿記入ガイド			○	○	○	
自家発電 照明設置			○	○	○	
寝具配布			○	○	○	
避難者教室移転計画立案			○	○	○	
夜間 待機			○	○	○	
避難者いったん帰宅			○	○	○	
避難者 受付			○	○	○	
避難スペース割り当て			○	○	○	
自主運営体制移行			○	○	○	

2. 4 自治会避難所担当（暫定運営委員会）活動手順

自治会暫定避難所担当は、以下の活動手順に従い、4 自治会地域居住者が避難する入船小学校の避難所運営を主導します。

4. 暫定避難所担当委員活動 マニュアル (A3版 添付 有り)

自治会避難所担当																																							
地震発生直後	<p>自治会より避難所状況把握担当が避難所に行き状況報告 4自治会避難所状況情報共有の上避難所運営 決定</p> <p>避難所への移動準備開始</p>																																						
避難所開設～暫定運営委員会設立	<p>・防災服着用・トランシーバー/懐中電灯装備の上避難所へ移動</p> <p>・状況把握(学校施設管理者・市派遣職員と協議・インフラ・建物使用可能状況)</p> <p>・避難所の状況は、トランシーバーで、逐次各自治会本部に連絡、相談する</p> <p>・4自治会避難所担当により構成される暫定運営委員会設立・宣言</p> <p>暫定運営委員会の委員長・広報・生活環境整備の役割分担を定める。</p>																																						
待機避難者グルーピング～生活環境整備活動体制立ち上げ	<p>・各自自治会からの避難者への指示・統率実施</p> <p>・市又は学校関係者が来て、避難所建物施設が安全であることを確認するまで、避難者を小学校の校庭で待機させる(市又は学校関係者が来るまで、学校施設は使用させない)</p> <p>・校庭に待機している避難者を自治会毎および一時避難者/他地区避難者 にグループ分けを指示</p> <p>・一時避難者/他地区避難者 を入船中の市職員・学校管理者に引き渡す。</p> <p>・当面の避難所ルール説明(土足厳禁・名札着用・ベント入館禁止・学校トイレ・施設使用禁止)</p> <p>・ベントケースはプールと体育館の間の樹木下に設置を指示</p> <p>・避難所運営への協力者を募集し参加してもらう活動を指示</p> <p>・(以降 協力者数により各環境整備作業を並行して実施)</p>																																						
生活環境整備活動展開	<p>・状況(季節・時間帯・活動体制)に従い以下事項を優先順位にもとづき活動展開</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>夜間震災ケース</th> <th>昼間震災ケース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)</td> <td>① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)</td> </tr> <tr> <td>② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置</td> <td>② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置</td> </tr> <tr> <td>③ 視覚確保(照明設置) 自家発電・投光器作動</td> <td>(② 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)</td> </tr> <tr> <td>(④ 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)</td> <td>③ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ</td> <td>④ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)</td> <td>⑤ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保</td> </tr> <tr> <td>⑦ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保</td> <td>(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)</td> </tr> <tr> <td>(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)</td> <td>⑥ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導</td> </tr> <tr> <td>⑧ 体育館に 投光器・ランタン 設置</td> <td>⑦ 仮設トイレ作成開始 緊急1台 以降順次作成</td> </tr> <tr> <td>⑨ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導</td> <td>⑧ 必要者に 給水タンクより 飲料水 配布</td> </tr> <tr> <td>⑩ 仮設トイレ作成 開始 緊急1台 以降順次作成</td> <td>⑨ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁</td> </tr> <tr> <td>⑪ 必要者に給水タンクより飲料水 配布</td> <td>⑩ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール貼付の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始</td> </tr> <tr> <td>⑫ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁</td> <td>⑪ 避難者名簿 記入要請</td> </tr> <tr> <td>⑬ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール徹底の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始</td> <td>⑫ 視覚確保(投光器・ランタン設置) 自家発電作動</td> </tr> <tr> <td>⑭ 避難者名簿 記入要請</td> <td>⑬ 寝具 配布</td> </tr> <tr> <td>⑮ 寝具 配布</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑯ 避難者 教室移転計画 立案</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰ 夜間 緊急対応の為 待機</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	夜間震災ケース	昼間震災ケース	① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)	① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)	② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置	② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置	③ 視覚確保(照明設置) 自家発電・投光器作動	(② 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)	(④ 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)	③ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ	⑤ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ	④ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)	⑥ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)	⑤ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保	⑦ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保	(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)	(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)	⑥ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導	⑧ 体育館に 投光器・ランタン 設置	⑦ 仮設トイレ作成開始 緊急1台 以降順次作成	⑨ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導	⑧ 必要者に 給水タンクより 飲料水 配布	⑩ 仮設トイレ作成 開始 緊急1台 以降順次作成	⑨ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁	⑪ 必要者に給水タンクより飲料水 配布	⑩ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール貼付の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始	⑫ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁	⑪ 避難者名簿 記入要請	⑬ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール徹底の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始	⑫ 視覚確保(投光器・ランタン設置) 自家発電作動	⑭ 避難者名簿 記入要請	⑬ 寝具 配布	⑮ 寝具 配布		⑯ 避難者 教室移転計画 立案		⑰ 夜間 緊急対応の為 待機	
	夜間震災ケース	昼間震災ケース																																					
① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)	① 防災倉庫 解錠 (倉庫内ランタン点灯) 運営BOXオープン (マニュアル・活動手順・トイレ禁止テープ ・仕様禁止表示・生活ルール等)																																						
② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置	② 順次到着する避難者へ渡せるように生活ルール説明資料を配置																																						
③ 視覚確保(照明設置) 自家発電・投光器作動	(② 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)																																						
(④ 冬季の場合 寒気対策 ブランケット等配布)	③ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ																																						
⑤ 建物安全確認 チェックリストに基づきチェック、市担当・学校管理者・市対策本部の判断仰ぐ	④ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)																																						
⑥ 体育館内整備 (トイレ使用禁止テープ&表示・自治会別スペース明示等)	⑤ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保																																						
⑦ 要介護者対応 搬送・介護スペース確保	(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)																																						
(福祉避難所受け入れ可能まで中学校武道場使用可)	⑥ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導																																						
⑧ 体育館に 投光器・ランタン 設置	⑦ 仮設トイレ作成開始 緊急1台 以降順次作成																																						
⑨ 避難者数の基づき配置を考え 避難者を体育館へ誘導	⑧ 必要者に 給水タンクより 飲料水 配布																																						
⑩ 仮設トイレ作成 開始 緊急1台 以降順次作成	⑨ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁																																						
⑪ 必要者に給水タンクより飲料水 配布	⑩ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール貼付の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始																																						
⑫ 学校トイレにトイレ袋配置・便器用事前処置実施・使用規則貼付後使用解禁	⑪ 避難者名簿 記入要請																																						
⑬ 仮設トイレ トイレ袋配置・使用ルール徹底の上使用解禁 残り仮設トイレ作成開始	⑫ 視覚確保(投光器・ランタン設置) 自家発電作動																																						
⑭ 避難者名簿 記入要請	⑬ 寝具 配布																																						
⑮ 寝具 配布																																							
⑯ 避難者 教室移転計画 立案																																							
⑰ 夜間 緊急対応の為 待機																																							
暫定体制終了・自主運営体制立ち上げ	<p>・避難者 いったん帰宅 要請</p> <p>・避難継続者の受付 実施</p> <p>・避難者教室移転計画確定</p> <p>・避難者での自主運営体制 構築プロセス・必要体制説明 (参照 自主運営参考資料)</p> <p>・中学側一時避難者状況確認・必要なら 避難所統合実施</p> <p>・各自自治会 会長 へ連絡・自主運営体制立ち上げ支援要請</p> <p>・自主運営体制構築 支援</p> <p>・避難者 教室への移転 実施 支援</p>																																						
支援提供	<p>・自主運営委員会からの要請に基づき支援実施</p> <p>・入船地区生活再建委員会へ参加</p>																																						

Ⅲ. 避難者による自主運営開始ガイド

1. 自主運営委員会立ち上げ手順

- 1) 災害発生翌日避難者がほぼ確定した段階で、暫定運営委員会は、4自治会の役員等と協力し、以下の原則に従って、避難者の中から迅速に運営委員会の会長を選出する。

○会長選出の原則

会長は該当年度の幹事自治会（平成29年度入船地区避難所運営協議会において定めた年度幹事自治会制度による。）所属の避難者から選出する。ただし幹事自治会からの避難者が皆無又は他自治会からの避難者数に比較し極端に少数であった場合は、持ち回り幹事制度の次年度幹事自治会を該当自治会とする。

なお、該当自治会避難者の年齢構成等により原則どおりに行うことが難しい場合は、避難者数の多寡により該当自治会を定めるものとする。

2) 居住組の編成及び組長の選出並びに避難所運営班員の決定

- ① 避難者は、居住地域を考慮して1教室・6世帯を一組とした居住組を編成する。
- ② 避難者は、各組ごとに組のまとめ役を担う組長を互選する。
- ③ 各組を構成する6世帯は、それぞれ避難所運営に必要な6つの活動班（次ページ各班の役割参照）のいずれかに参加することとする。

3) 避難所活動班（活動チーム）の編成及び班長（チームリーダー）の選出

- ① 避難所運営活動が一部避難者に偏る事なく、仕事をしている人も含め避難者全員で一定の役割を担う事とする。
- ② 各居住組ごとに決められた避難所活動班員は、班ごとに集まって、避難所活動班（活動チーム）を立ち上げる。
- ③ 避難所活動班（活動チーム）は各班全員で話し合い、まとめ役の班長（チームリーダー）を互選し、無理なく継続的に続けられる仕組みにする。

4) 避難所運営委員会の立ち上げ

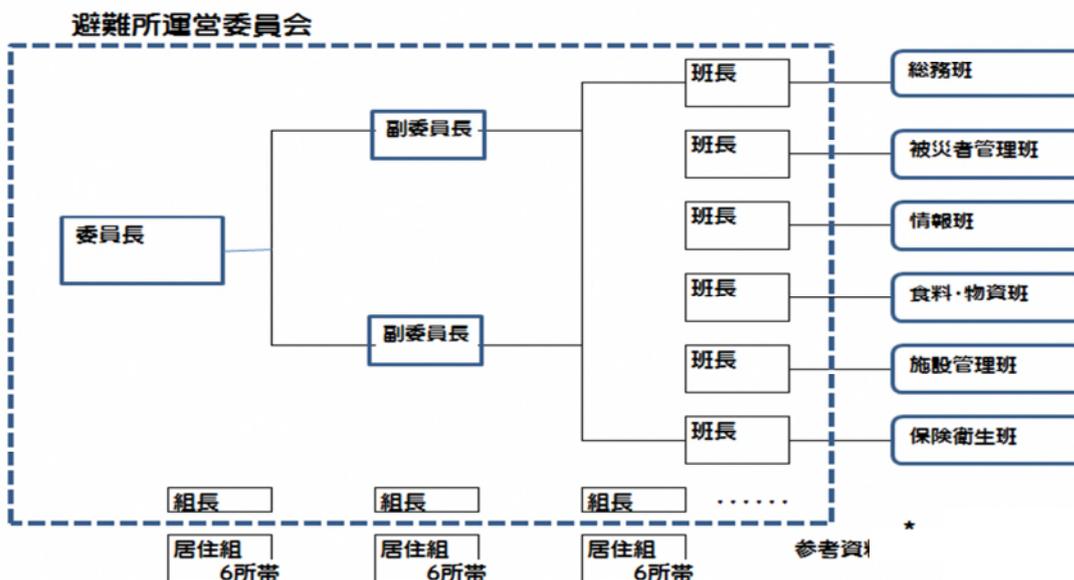
- ① 会長と各班班長および全組長による運営委員会を開催し、必要に応じ副会長の選出を行うなど運営委員会組織体制を確立する。
- ② 避難者全員が参加する避難所運営総会を開催し、運営委員会体制の承認を得て、避難所運営委員会の活動を開始する。

(注) “避難所運営協議会 持ち回り年度幹事自治会制度” について

入船地区避難所運営協議会は、当協議会が主催する年度活動（訓練などを含む）の主導および当該年度に自主避難所運営委員会を開設する場合の所属避難者からの委員長選出を担当する年度幹事自治会を下記の持ち回り順にて平成30年度より施行する。

< 持ち回り順 > (平成 30 年度より開始)

西エステート⇒ 中央エステート⇒ エアレジデンス⇒ リバーサイド⇒ 西エステートに戻る (平成 29 年 1 2 月 運営委員会にて議決、平成 30 年 6 月 1 日より施行)



避難所運営班は、次の 6 つの班で構成し、主な役割分担等は以下のとおりとする。

班名	主な役割分担	留意事項
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営委員会を開催する。 会長を補佐するとともに、各班を総括する。 避難所運営記録を作成する。 4自治会との連携及び連絡調整を行う。 	
避難者管理班	<ul style="list-style-type: none"> 避難者名簿の作成・管理を行う。 避難者ニーズを把握し、避難所運営に反映させる。 安否確認等問い合わせへの対応を行う。 マスコミ等取材の対応を行う。 郵便物、宅配物等の取次ぎを行う。 	マスコミ等の取材にあたっては、避難者のプライバシー等に十分配慮する。
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 市及び関係機関からの情報収集を行う。 避難者への情報提供を行う。 避難所からの情報発信を行う。 ボランティアの受け入れ、外来者の窓口対応等を行う。 	避難者への情報提供は、主に掲示板を主体に行う。
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> 食料物資の調達・受入・管理・提供等を行う。 炊き出しに関する管理・提供等を行う。 不足する物資を把握し、市の災害対策本部へ要請する。 	女性、乳幼児、高齢者等に必要な物資については、必要な配慮を行う。
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の安全確保及び施設管理を行う。 避難所におけるパトロール等、防犯活動を行う。 自衛消防体制を構築し、防火活動を行う。 	寒さ対策・暑さ対策についても、避難所管理班と連携して取り組む。
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の支援等に関するものを行う。 トイレの確保、管理等を行う。 ゴミ集積所の設置、管理等を行う。 避難者による清掃、掃除を呼びかけ運営する。 ペットに関する周知、助言等を行う。 避難所における衛生管理を徹底する。 	擁護者と共に負傷者の支援も行う

2. 自主運営開始時の避難所生活ルール

自主運営開始時に必要な生活ルールとして以下の項目の設定が必要と思われます。

生活時間	<ul style="list-style-type: none"> ・起床・食事・消灯等の標準生活時間 (ただし各人の生活状況は異なるのであくまで標準的な生活時間定義とする。) 例 6:00 起床 (点灯・カーテン開け) 7:30 朝食 9:30 清掃 12:00 昼食 17:00 点灯(カーテン閉め) 17:30 夕食 22:00 消灯
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・各個人の責任範囲 ・班交替制での責任範囲
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ & 学校トイレ 共にトイレ袋使用とするが、両用を継続するか、仮設トイレのみの使用とするかを、市と相談の上決定する。 ・仮設トイレ使用には防犯に十分な注意を払う事。
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃の全員参加。 ・清掃道具・ごみ処理場所の特定 ・トイレ掃除の班交替制度
ゴミ捨て	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・袋詰め・捨て場所の厳守
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの持ち出し品への各自注意
飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒場所の規定・迷惑防止
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・建物外・所定の場所のみの喫煙厳守
物資配分	<ul style="list-style-type: none"> ・配分物・日付・時間は掲示板を確認
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の掲示板確認
携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> ・マナーモードの設定 ・通話は室外
避難所退去	<ul style="list-style-type: none"> ・退去時の班長連絡・退去者名簿記入の徹底

3. 避難長期化の場合の4自治会と避難所運営委員会との協力関係

避難の長期化への対応については、4自治会協定書にあるとおり4自治会と避難所運営委員会は協力して避難者と在宅被災者の相互扶助体制を維持・継続することが原則である。

避難所運営委員会と各自治会の情報共有のため、各自治会は、避難所開設の期間中は、必要に応じ、避難所に連絡要員を派遣する。

災害発生後しばらくすると、水・食料・その他の援助物資が避難所に届くようになるが、在宅避難者の中にも援助物資が必要な人が多数いることも予想されるため、援助物資の配給等に当たっては、各自治会と避難所運営委員会が協力して、以下の手順で行うこととする。

- ① 援助物資の受け入れ・仕分け・配給場所は、避難所とする。
- ② 避難所避難者向けの援助物資の受け入れ、仕分け、配給の作業は避難所運営委員会の食料・物資班が行う。在宅避難者向け援助物資等がある場合の対応については避難所運営委員会と4自治会が協議して決定する。
- ③ 援助物資の配給にあたっては、避難所避難者と在宅避難者を区分し、公平な提供に心掛け、特定の人(団体)に偏らないように配慮する。優先配分先を決める必要がある場合は、避難所避難者が最も困難な生活を送っていることを考慮するとともに、在宅避難者についても、乳幼児、病人、要介護者などの事情を勘案して、その都度、各自治会と避難所運営

委員会が協議して定める。

- ④ 食料の配給にあたっては、そのまま食べられる食品（パン、弁当、おにぎりなど）と加熱が必要な食品を区分し、食中毒の防止等衛生面に十分配慮しつつ、有効かつ的確な配給がなされるよう努める。自衛隊やボランティア団体による炊き出し支援がある場合も同様とする。
- ⑤ 優先配分先となった自治会は、当該自治会の住民にその旨周知するとともに、避難所で受け入れ・仕分け・配給などの必要作業を担当する。
- ⑥ その他、援助物資の配給等について協議が必要な場合は、避難所運営委員会及び4自治会により構成される入船地区生活再建協議会で協議・決定することとする。

4. 避難所運営の参考資料

被災状況により避難所の運営は大きく異なりますので事前に多くを定めておくことは出来ません。

については、状況に応じた避難所運営に役立つ情報として『静岡県避難所運営マニュアル』を添付しますので、参考としてください。

平成31年度 入船地区避難所運営協議会

入船中央エステート自治会

入船西エステート自治会

入船リバーサイド自治会

エアレジデンス新浦安オーナーズクラブ自治会

資 料

避難世帯調査票（避難世帯・帰宅困難者）

		避難所名							
①	世帯代表者 氏名			住 所					
		入所年月日	年	月	日	電 話	自宅	携帯	
②	家 族	(ふりがな) 氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤務先名 (就学先名) 医療資格等	病気・アレルギー等、留 意点をご記入ください。	援 護	
								要 否	
									要 否
									要 否
									要 否
									要 否
									要 否
避難所居住の要否		要 ・ 否							
食料・物資の供給希望		有 (食料・物資) ・ 無							
緊急連絡先 (親族など)		住所 氏名 電話							
③	防災機関以外からの問い合わせがあった場合、住所・氏名を公表してもよいですか					よい ・ よくない			
④	退出年月 日	年 月 日			(備考)				
	(転出先) 自宅・その他 住所								
	氏名 電話								

※ 記載された内容については、防災関係機関で必要な場合に限り使用することを承諾します。

記入者 _____

避難者受付名簿

班

番号	名前	性別	地区	世帯番号
例	入船 太郎	⊙男 女	入船1丁目	
1		男 女		
2		男 女		
3		男 女		
4		男 女		
5		男 女		
6		男 女		
7		男 女		
8		男 女		
9		男 女		
10		男 女		
11		男 女		
12		男 女		
13		男 女		
14		男 女		
15		男 女		
16		男 女		
17		男 女		
18		男 女		
19		男 女		
20		男 女		